

「銀行法施行規則第十七条の三第二項第三号及び第三十八号の規定に基づく銀行等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件の一部を改正する件（案）」等、並びに、主要行等及び中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針の一部改正（案）に対するコメント及びそれに対する金融庁の考え方

	該当箇所	コメント	金融庁の考え方	提出者
1.	全般	<p>今回の規制緩和は、信用保証業務を活用した金融サービスの多様化に繋がるものといえる。ただし、現行案では、以下のとおり、規制緩和によるビジネスメリット、利用者利便の向上メリットが低減するとともに、円滑な金融再編の障害となる虞もある。このため、「グループ内の事業性ローンへの保証」についても解禁していただきたい。</p> <p>(1) 現在、金融機関は個人事業主や中小企業事業者の資金調達ニーズに積極的に応えるべく、資金供給チャネルや貸出商品の多様化に懸命に努めている。動産担保融資や無担保融資に関するグループ内外の多様なノウハウを活用した商品設計や金融サービスの提供は、個人事業主や中小企業事業者の資金調達の円滑化に繋がるものであり、当該商品や金融サービスの提供主体たる銀行が保証会社と同一グループ内であるか否かで規制が区分されることは、個人事業主や中小企業事業者の選択の余地を狭めることになりかねないことから、グループ内の保証会社も含めた信用保証業務の活用が不可欠である。</p> <p>具体的には、例えば、グループ内のリース会社の産業機械等に係る価値評価能力を活用した保証業務など、銀行本体で提供できない、子会社・関連会社の専門性を生かした保証業務を活用することによって、動産担保融資の普及を図ること等が挙げられる。</p> <p>(2) 銀行グループ同士の再編や、銀行とノンバンク間での提携が進むなかで、「グループ内の事業性ローンへの保証は不可」「グループ外の事業性ローンへの保証は可」という対応が為された場合、円滑な金融グループ再編の障害となるケースも想定される。</p> <p>(3) 銀行の子会社・関連会社が「グループ内の事業性ローンへの保証」を行う場合、親銀行にとって、グループ全体でみたリスクの大きさやリスク管理の重要性は不変である。したがって、この観点から、一律に「グループ内の事業性ローンへの保証」のみを禁止する理由はない。</p>	<p>グループ内の事業性ローンへの保証については、①グループとしてのリスク管理の適切性、銀行等の経営の健全性の観点から問題を惹起するおそれがあること、②依然として、事業性ローンは消費性ローンに比べ、リスク管理が複雑かつ多様であること等から、現状においては、引き続き禁止することが適当であると考えます。</p> <p>まずは、今般解禁を行うグループ外の企業による事業性ローンに対する保証業務の状況について、注視していくこととします。</p>	全国銀行協会

	該当箇所	コメント	金融庁の考え方	提出者
2.	全般	<p>グループ内の事業性ローンに係る保証業務の解禁についても、速やかに実施願いたい。</p> <p>〔理由〕</p> <p>子会社の保証業務にグループ内の事業性ローンが追加されれば、地域の中小零細企業に柔軟性のある保証サービスの提供が可能となるため。</p>	1. のコメント及び金融庁の考え方を参照願います。	(社) 第二地方銀行協会
3.	全般	<p>本改正は、世界の金融情勢の中でわが国が主導的地位を占めることを目指し、銀行等及び金融業務を活性化するうえで、大いに資する政策だと評価するものの、グループ内の保証を除く点は、以下の点から杞憂に過ぎない意味のない規制であり、この点も含めた業務制限の撤廃を行うべきであると思料する。</p> <p><グループ内保証も撤廃すべき理由></p> <p>1. 銀行等の経営管理はグループ会社も含めた連結ベースでの対応が、現在は当然であり、経営健全化のチェックも連結ベースで行われている。</p> <p>従って、グループ内の保証会社に不良な与信を実質的に移す等の措置は単体ベースの決算を前提としている場合はありえても、連結ベースでは意味がないこと。</p> <p>2. 銀行等のグループ会社においても、連結ベースであれば、貴庁の検査の対象であり経営の健全化に影響する程度の規模であれば当然チェックされるものであること。</p> <p>3. 本来金融にとっての保証業務は、住宅ローンの保証業務に見られるように、ニューマーケットの開拓、新種商品の開発等に極めて効果的であることから、金融本来の活性化の為に必要な手法であること。</p>	1. のコメント及び金融庁の考え方を参照願います。	個人
4.	全般	<p>以下のような企業の場合、今回の改正で除かれる銀行グループへの事業資金融資の保証は行えるのでしょうか？</p> <p>〔銀行との合併企業で銀行出資 40%、役員 9 名（監査役 3 名含む）のうち、銀行系 5 名（転籍 3 名含む）、資金調達は出資銀行。〕</p>	<p>左記コメントに記載されている内容のみで確定的なことは申し上げられませんが、一般的に見れば、銀行の出資比率が 40%であること、役員の過半数が出資銀行の出身者で占められていること、及び、資金調達は出資銀行から行っていることから、当該合併企業は意思決定機関を出資銀行に支配されていると推測されます。</p> <p>仮に、当該合併企業が、銀行法施行令第 4 条の 2 第 2 項に規定する「子法人等」に該当するとすれば、当該合併企業の所属する銀行グループの事業性ローンへの保証は行うことができないと考えられます。</p>	個人

	該当箇所	コメント	金融庁の考え方	提出者
5.	労働金庫法施行規則第四十五第五項第三号、第十一号及び第三十八号の規定に基づく労働金庫又は労働金庫連合会の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件	労働金庫連合会の子会社が、単位労働金庫による事業性融資の保証を行うことおよび単位労働金庫の子会社が、労働金庫連合会による事業性融資の保証を行うことのいずれも可能と解して差し支えないでしょうか。	そのようなご理解で結構です。 なお、労働金庫の子会社が行える債務の保証は、労働金庫法施行規則第42条第1項各号に掲げるものとされていることに留意が必要です。(労働金庫連合会についても同様に留意が必要です。)	全国労働金庫協会
6.	主要行等向けの総合的な監督指針 V-3-3-1 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 III-4-7-1	<確認事項> 監督指針の改正案における「保証業務の専門体制の確立」とは、「適正な支払い準備の確保等」という目的のための手段の例示であって、必須の条件ではないという理解でよいか。少なくとも、法人格としての分離ではなく、業務部門の分離のみを求めるものであるとの理解でよいか(事業性ローンについては、既に別の業務を行っている子会社・関連会社が保証業務を行う可能性があり、その場合、法人格の分離が困難)。	そのようなご理解で結構です。	全国銀行協会
7.	中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針III-4-7-1(2)①イ.	中小・地域金融機関向け監督指針について、①イ.において「保証業務の専門体制の確立」とありますが、保証会社については他の事業を営んではない(専門義務が課されている)と解さなければならぬのでしょうか。	6. のコメント及び金融庁の考え方を参照願います。	全国労働金庫協会
8.	全般	被保証債務の債権者が、当該労働金庫並びにその子会社、子法人等及び関連法人等以外の者であれば、当該債権者は預金取扱金融機関以外の者(例えば、貸金業者や企業間信用)であっても可(業種・人格に特段の制限はない)と解して差し支えないでしょうか。	そのようなご理解で結構です。 (5. のコメント及び金融庁の考え方も参照願います。)	全国労働金庫協会
9.	中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針III-4-7-1(2)①	現行の「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」III-4-7-1(2)①における「原則として住宅ローン等消費者ローンに係るものを取り扱っているか。」という記述が改定案では削除されているが、当該銀行並びにその子会社、子法人等及び関連法人等による住宅ローン等消費者ローンに係る保証の取り扱いについては、現行の取扱いと変更ないとの理解でよいか。	今般の改正によっても、住宅ローン等消費者ローンに係る保証を取り扱うことが可能であることについては、なんら変更はありませんが、監督指針に以下のとおり監督上の着眼点を設けることとしました。 「特に、グループ内の保証については、保証にかかるリスクが外部に移転していないことにかんがみ、当該保証会社の業況が当該銀行等の健全性の確保に影響を与えないよう十分配慮しているか。」	(社)第二地方銀行協会
10.	銀行法施行規則第十七条	今回、銀行法の告示において、「銀行等の」が「銀行の」に改	ご指摘を踏まえ、「銀行等」の意味を明確化する観点か	個人

	該当箇所	コメント	金融庁の考え方	提出者
	<p>の三第二項第三号及び第三十八号の規定に基づく銀行等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件</p> <p>長期信用銀行法施行規則第四条の五第二項第三号及び第三十八号の規定に基づく長期信用銀行等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件</p> <p>主要行等向けの総合的な監督指針 V-3-3-1(2)①</p> <p>中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 Ⅲ-4-7-1(2)①</p>	<p>訂されていますが、この指し示す内容の違いは何なのでしょう か。</p>	<p>ら、当該告示に銀行持株会社を追加記載することとし、以下のとおり修正しました。(長期信用銀行に係る告示についても同様の修正をしました。)</p> <p>「・・・当該銀行並びに当該銀行及びその銀行持株会社(同法第二条第十三項に規定する銀行持株会社をいう。)の子会社(同条第八項に規定する子会社をいう。以下同じ。)、子法人等(銀行法施行令(昭和五十七年政令第四十号)第四条の二第二項に規定する子法人等(子会社を除く。)をいう。)及び関連法人等(同条第三項に規定する関連法人等をいう。)による事業者・・・」</p> <p>さらに、告示の改正に伴い、主要行等向けの総合的な監督指針V-3-3-1(2)①、及び、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ-4-7-1(2)①についても、以下のとおり修正しました。</p> <p>「当該銀行並びに当該銀行及びその銀行持株会社の子会社、子法人等及び関連法人等による事業性ローンに係るものを取り扱っていないか」</p>	
11.	全般	<p>今般の改正では、銀行等の子会社・子法人・関連法人である保証会社(以下「保証会社」という)は親銀行等の事業性ローンに対する保証を取り扱えないこととなっているが、例えば大手金融機関の子会社である保証会社が業務提携等の関係にある地域金融機関の事業性ローンへの保証を行うケースは考えられる。</p> <p>その場合、比較的信用リスクの低い中小企業者に保証会社の保証を付し、信用リスクの高い層の中小企業者に信用保証制度(以下「協会保証」という)。を利用させるようなことがあれば、結果的に協会保証の事故率が上昇し、国庫負担の増加(信用保険収支の悪化)に繋がるおそれがある。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>また、一般論として、金融機関が保証先の選定を含め、どのような融資条件で融資を行うかについては、顧客のニーズ等を踏まえ、金融機関の経営判断で行われるものです。したがって、金融機関は貸付契約締結の客観的合理的理由を顧客に対して説明する必要があり、当該説明の中で保証先についても適切な説明が行われるものと考えます。</p>	(社)全国信用保証協会連合会
12.	全般	<p>保証会社の保証に係る保証料率については、協会保証に係る保証料率に比べ高く設定されることが想定され、もし金融機関の都合で中小企業者に保証会社の保証を勧めるようなことがあれば、中小企業者の資金調達コスト増大に繋がりがねない。同様に保証会社保証の場合、現状第三者保証人を原則要しないとしている協会保証に比し、保証条件面でも負担が増える懸念がある。</p>	<p>11. のコメント及び金融庁の考え方を参照願います。</p>	(社)全国信用保証協会連合会

	該当箇所	コメント	金融庁の考え方	提出者
13.	主要行等向けの総合的な 監督指針 V-3-3-1 中小・地域金融機関向けの 総合的な監督指針 III-4-7-1	今般の改正により、「子会社等の業務の範囲」に係る監督指針上、保証会社の保証を付した事業性ローン金利について、通常見込まれる貸倒れに伴う損失等に相当する部分を低減しているかどうかチェック対象に含まれたが、協会保証付融資についても同様のチェック項目を別途設ける必要があるのではないか。	<p>ご指摘のあった監督指針の記載は、信用保証子会社による保証については、実質一体である親会社と子会社間で、借入人により支払われる信用リスク分の負担（融資における利息及び保証料）を二重取りするという悪質な行為を排除するという観点から、念のため設けているものです。したがって、第三者である信用保証協会による保証については、あえて同様の記載を設ける必要はないものと考えます。</p> <p>なお、そもそも貸付契約における金利等の契約内容については、主要行等向けの総合的な監督指針Ⅲ-3-3-1-2（2）②イ.、及び、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅱ-3-2-1-2（2）②イ.において、客観的合理的理由を説明する態勢が整備されているかを監督上の着眼点として記載しています。</p>	（社）全国信用保証協会連合会